令 5 農 振 第 3 9 5 0 号 令 和 6 年 3 月 2 5 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

秋田市長 穂 積 志

市町村名		秋田市				
(市町村コード)		(05201)				
地域名		小平岱地区				
(地域内農業集落名)		(小平岱)				
切送の幼田を取り	キレルナ -年日ロ	令和6年1月31日				
協議の結果を取り	まとめがに平月口	(第1回)				

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区の営農状況は個別経営が主であることから、機械への過剰投資による営農コスト上昇および米価格低迷等により、経営が年々悪化している。また、農道や水路も狭小であり、老朽化も進んでいることから用排水の管理の改善を切望している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲を主作物としつつ、畑作および畜産も含めた複合経営を実践し、経営の安定化を図る。また、水路や農道等を改修し、用排水の管理の改善による農作業の効率化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

₽	区域内の農用地等面積 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33.9 ha		
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33.9 ha		
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha		

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

ほ場整備事業を実施中の区域以外の一団の農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業	業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項											
	(1)	(1)農用地の集積、集約化の方針											
	農地	農地中間管理機構を活用し、農地の集積を進める。											
	(2)	(2)農地中間管理機構の活用方針											
	地域能を	地域内の農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への再配分を進めることができるよう、機構を通じて貸付けを 進めていく。											
	(3)	3)基盤整備事業への取組方針											
	各種	各種補助金を活用し、水路の改修等を行い、営農環境の整備に努める。											
	(4)	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針											
		新規就農希望者があれば、地域の担い手として確保する。											
	(5)	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針											
	以	下任意記	己載事	項(地域()実	情に応じて、必要な事項 -	を選	【択し、取組方針	を訂	己載してください)	,1)		
	0	①鳥獣	被害隊	5止対策		②有機・減農薬・減肥料	0	③スマート農業		④畑地化·輸出等		⑤果樹等	
		O		作物等	_	⑦保全・管理等	0	⑧農業用施設	0	⑨耕畜連携等		⑪その他	
	① ③ ⑦ 8	【選択した上記の取組方針】 ① 近年、鳥獣被害が増加していることから被害対策に取り組んでいく。 ③ 積極的にスマート農機を導入し、農作業の省力化を図る。 ⑦ 従来の農業上の利用が困難な農地における放牧に取り組む。 ⑧ 担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。 ⑨ 地区内で生産された堆肥の活用について取り組んでいく。											